



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第18号)

目次

	ページ
条 例	
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2

■ 条 例

群馬県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十四号

群馬県条例の一部を改正する条例

群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第三十五条第二項中「よつて」を「より」に改める。

第三十七条の三第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第一号、第四号及び第五号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三十七条の三第二項に次の二号を加える。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内(当該都道府県等がこの項の規定による指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた法第三十七条の二第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第五十五条第一項に次の一号を加える。

五 法第七十二条の二十九第五項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内

第五十六条第一項中「第七十二条の四十六第五項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に改める。

第六十二条第二項中「第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十項」を「第七十二条の四十九の十二第六項若しくは第七項(これらの規定を同条第九項から第十一項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十四項」に改める。

第四百七十七条の七第一項第一号イ(2)、第四項の表第一項第一号イ(2)の項及び第五項の表第一項第一号イ(2)の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第四百七十七条の十八第二項中「道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書(以下「登録事項等証明書」という。)又は同法第五十八條第一項に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の写しを添付して、これを削る。

第四百七十七条の十九第二項中「登録事項等証明書又は自動車検査証の写し及び」を削る。

第六十一条第三項中「登録事項等証明書又は自動車検査証の写しを添付して、これを削る。

第六十二条第二項中「登録事項等証明書又は自動車検査証の写し及び」を削る。

附則第十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十七条第一項中「附則第六条の十七第一項」を「附則第六条の十八第一項」に改め、同条第二項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第十八条第二項中「附則第二十条第一項、第三項若しくは第六項」を「附則第二十条第一項若しくは第四項」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項の規定による」を「第一項の規定による」に、「附則第二十条第三項」を「附則第二十条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

六項中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第六項の」を「第四項の」に、「附則第二十条第三項」を「附則第二十条第一項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に、「附則第二十条第六項」を「附則第二十条第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十条の二第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第二十二條の八の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「掲げる軽油自動車」の下に「(以下この項及び附則第二十三条において「軽油自動車」という。)」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十二條の九第二項を削る。

附則第二十三條第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。第三項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。第三項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車(以下この条)」を「ガソリン自動車(第三項第四号及び第四項第一号)に、「石油ガス自動車(以下この条)」を「石油ガス自動車(第三項第五号及び第四項第二号)に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「(家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十七條の七第一項第一号イ(i)に規定する排出ガス保安基準(以下この号において「排出ガス保安基準」という。)」で施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基

準」を「又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)」に、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。)

附則第二十三條第六項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第四百四十七條の七第一項第一号イ(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))」を「同条第一項第一号イ(i)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))」を「同条第一項第一号イ(2)」を「同条第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同号イ(2)に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))」に、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項(同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第四百四十七條の七第一項第二号イ(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。))」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。))」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項(同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」に改め、同項第六号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項(同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第三項とし、同項に次の一表を加える。

第一項第一号イ					第一項第一号ロ					第一項第一号イ															
二万二千元	一万八千五百円	一万五千元	一万二千元	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千元	五万円	四万三千五百円	三万六千元	三万五百円	二万五千元	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
五千五百円	五千円	四千元	三千円	二千五百円	二千元	二万七千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	九千元	八千元	六千五百円	六千五百円	七千元	六千元	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円	二千五百円	二千円	二千円

第一項第三号イ(2)			第一項第三号イ(1)					第一項第二号ハ(2)			第一項第二号ハ(1)			第一項第二号ロ												
三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元	一万五千五百円	八千元	四万七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円
九千五百円	八千元	七千元	七千五百円	六千五百円	六千元	五千円	四千五百円	四千元	三千円	五千五百円	四千元	四千元	二千円	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	六千五百円

第二項第一号	六千三百円	千六百円
	四千七百円	千二百円
	三千七百円	千円
第一項第五号ニ	八万八千円	二万二千元
	六万九千六百元	一万七千六百元
	六万四四百円	一万五千二百円
	五万二千四百円	一万三千二百円
	四万五千六百元	一万千六百元
	四万円	一万円
	三万四千八百円	八千八百円
	二万八千八百円	七千二百円
	二万四千四百円	六千四百円
	二万円	五千二百円
第一項第四号	六千円	千五百円
	四千五百円	千五百円
	八万三千円	二万円
	七万四千円	一万八千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	四万円	一万五百円
	三万三千円	八千五百円
	六万四千元	一万六千元
第一項第三号ロ	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
第一項第三号ハ	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万四千五百円

第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円

附則第二十三条第七項中「第百四十九条第一項」を「第百四十九条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第五条の二第二十一項」を「附則第五条の二第六項(同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第二十二項」を「附則第五条の二第七項(同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第八項(同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同項に次の一表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円
第五号ニ	二万円	一万円

二万四千四百円	一万二千四百円
二万八千八百円	一万四千四百円
三万四千八百円	一万七千六百円
四万円	二万円
四万五千六百円	二万二千八百円
五万二千四百円	二万六千四百円
六万四百円	三万四百円
六万九千六百円	三万四千八百円
八万八千円	四万四千円

附則第二十三条第八項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずるこの条例による改正後の群馬県税条例(以下「新条例」という。)第三十七条の三第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例第五十五条第一項の規定は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧地方税法」という。)第七十二

条の二十九第三項(旧地方税法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この条において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第二十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
